令 和 7 年 10月

主治医 様

三原市教育委員会教育長 (教育振興課) (学校給食課) (学校教育課)

「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)等」の記載のお願い

学校では、アレルギー疾患(気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎、食物アレルギー・アナフィラキシー、アレルギー性鼻炎)のある児童等が、より安全に安心して学校生活を送ることができるよう、文部科学省監修による「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、特別な配慮・管理などの取組を行います。 具体的な対応としては、医師が記載した「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」に基づき内容を決定し、取組を進めてまいります。

令和元年度に様式が一部改訂されています。

つきましては、下記注意事項及び別紙「学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)活用のしおり~主治医用~」をご参照の上、記載いただきますようお願いいたします。

なお、食物アレルギーがあり、学校生活において配慮・管理が必要な場合には、「特定 食物アレルギー除去食指示書」の記載も併せてお願いいたします。

【注意事項】

- ●学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)「以下指導表という」は、学校生活において学校が配慮・ 管理を行う必要があると医師が判断した場合についてのみ、学校に提出していただくものです。 アレルギー疾患があっても、医師が「特段の配慮・管理は必要ない」と判断した場合は、記載の必要 はありませんので、その旨を保護者にご説明くださるようお願いいたします。
- ●指導表は、大きな変化がない場合、1年間を通じて使用しますので、現在の状況及び、今後の1年間を通じて予測される状況を記載してください。
- ●必要に応じて、保護者が学校に指導表を提出した後に、学校での取組について、ご相談させていただ く場合もありますので、よろしくお願いいたします。
- ●指導表は、原則年1回は学校に提出いただくことになっています。また、児童等のアレルギー疾患が 改善され、取組が不要になったと医師が判断した場合や取組を中止する場合も、医師の作成した指 導表が必要となりますので、学校生活上の留意点「その他の配慮・管理事項」の欄に、その旨を記載 いただきますよう、ご協力をお願い申し上げます。

【問い合わせ先】

食物アレルギーでの給食の対応について 三原市教育委員会 学校給食課 0848-68-0149 食物アレルギー以外での対応について 三原市教育委員会 学校教育課 0848-67-6154